

四十七 第57条の5《保険会社等の異常危険準備金》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(異常危険準備金の計算方法)</p> <p>57の5-4 異常危険準備金は、</p> <p>(損金の額に算入されなかった異常危険準備金)</p> <p>57の5-5 損害保険会社の各事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)における異常危険準備金(連結事業年度において積み立てた異常危険準備金を含む。以下同じ。)の積立額.....</p> <p>.....</p> <p>(<u>金属鉱業等鉱害防止準備金の取扱いの準用</u>)</p> <p>57の5-7 異常危険準備金の積立額の損金算入等については、55の5-1の取扱いに準じて取り扱うものとする。</p>	<p>(異常危険準備金の計算方法)</p> <p>57の5-4 措置法第57条の5の異常危険準備金は、</p> <p>(損金の額に算入されなかった異常危険準備金)</p> <p>57の5-5 損害保険会社の各事業年度における異常危険準備金の積立額.....</p> <p>.....</p> <p>(新 設)</p>

四十八 第57条の6《原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金》関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第57条の6《原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金》関係</u></p> <p>(<u>保険会社等の異常危険準備金の取扱いの準用</u>)</p> <p>57の6-1 原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金(連結事業年度において積み立てた原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金を含む。)の積立額の損金算入等については、57の5-5から57の5-7までの取扱いに</p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

準じて取り扱うものとする。

四十九 第57条の7《関西国際空港整備準備金又は中部国際空港整備準備金》関係

改 正 後	改 正 前
<p>第57条の7《<u>関西国際空港整備準備金又は中部国際空港整備準備金</u>》関係</p> <p>(<u>海外投資等損失準備金の取扱い等の準用</u>)</p> <p>57の7-1 <u>関西国際空港整備準備金(連結事業年度において積み立てた関西国際空港整備準備金を含む。)</u>又は<u>中部国際空港整備準備金(連結事業年度において積み立てた中部国際空港整備準備金を含む。)</u>の積立額の損金算入等については、<u>55-18及び55の5-1の取扱いに準じて取り扱うものとする。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

五十 第57条の8《特別修繕準備金》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(溶鉱炉、熱風炉等の特別の修繕の範囲)</p> <p>57の8-3</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>(6)</p>	<p>(溶鉱炉、熱風炉等の特別の修繕の範囲)</p> <p>57の8-3</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>(6)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>.....危険物の規制に関する規則第62条の5.....</p> <p>(注)</p> <p>(特別修繕完了の日及び築造の完了の日)</p> <p>57の8-4措置法令第33条の7第1項、<u>第6項若しくは第14項</u>.....</p> <p>.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(準備金設定資産を賃貸した場合の取崩し)</p> <p>57の8-6 <u>法人が特別修繕準備金勘定(連結事業年度において積み立てた特別修繕準備金勘定を含む。以下同じ。)</u>を設けている資産を賃貸した場合.....</p> <p>.....</p> <p>(適格合併等により引継ぎを受けた特別修繕準備金の均分取崩し)</p> <p>57の8-7 <u>適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により引継ぎを受けた特別修繕準備金の措置法令第57条の8第4項の規定による均分取崩しについては、55-7の2の取扱いに準じて取り扱うものとする。</u></p> <p>(海外投資等損失準備金の取扱い等の準用)</p>	<p>.....危険物の規制に関する規則第62条の5 <u>《定期点検を行わなければならない時期等》</u>.....</p> <p>(注)</p> <p>(特別修繕完了の日及び築造の完了の日)</p> <p>57の8-4措置法令第33条の7第1項、<u>第5項若しくは第13項</u>.....</p> <p>.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(準備金設定資産を賃貸した場合の取崩し)</p> <p>57の8-6 <u>法人が特別修繕準備金勘定を設けている資産を賃貸した場合</u>.....</p> <p>.....</p> <p>(新 設)</p> <p>(特定都市鉄道整備準備金等の取扱いの準用)</p>

57の8-8 特別修繕準備金の積立額の損金算入等については、55-17、55-18及び55の5-1の取扱いに準じて取り扱うものとする。

57の8-7 措置法第57条の8の規定による特別修繕準備金の積立額の損金算入等については、55-7の2、56-3及び56-4に準じて取り扱うものとする。

五十一 第58条《技術等海外取引に係る所得の特別控除》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(不動産取引等の所得の金額が当該事業年度の所得の金額の1割に満たないかどうかの判定)</p> <p>58-1<u>この場合において、法第47条若しくは第50条又は措置法第64条、第65条若しくは第65条の7の規定</u>.....</p> <p>(発行済株式)</p> <p>58-7 <u>措置法第58条第2項の「発行済株式」には、その株式の発行価額の全部又は一部について払込みが行われていないものも含まれることに留意する。</u></p> <p>(直接又は間接保有の株式)</p> <p>58-8 <u>法人が技術役務の提供の相手方である外国法人との間に措置法第58条第2項に定める発行済株式又は出資(当該他方の法人が有する自己の株式又は出資を除く。)の総数の100分の25以上の数の株式又は出資を直接又は間接に保有する関係</u>.....</p> <p>(注)</p>	<p>(不動産取引等の所得の金額が当該事業年度の所得の金額の1割に満たないかどうかの判定)</p> <p>58-1<u>この場合において、法第47条、第50条、措置法第64条、第65条又は第65条の7の規定</u>.....</p> <p>(発行済株式)</p> <p>58-7 <u>措置法第58条第2項の「発行済株式」には、その株式の発行価額の全部又は一部について払込みが行われていないものも含まれるが、自己株式はこれに含まれないものとする。</u></p> <p>(直接又は間接保有の株式)</p> <p>58-8 <u>法人が技術役務の提供の相手方である外国法人との間に措置法第58条第2項に定める発行済株式の総数又は出資金額の100分の25以上の株式の数又は出資の金額を直接又は間接に保有する関係</u>.....</p> <p>(注)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(延払基準を適用した場合の技術等海外取引による収入金額)</p> <p>58-10 法人が、<u>技術等海外取引について、法第63条第1項に規定する延払基準の方法を適用している場合は、その延払基準の方法により計算した収益の額を計上した日を含む事業年度の技術等海外取引による収入金額とするものとする。</u></p> <p>(値引き等があった場合の収入金額等の計算)</p> <p>58-12</p> <p>.....<u>当該技術等海外取引のあった事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)の技術等海外取引の収入金額から当該値引き等のあった金額に相当する金額を減額するものとする。</u></p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>(所得の特別控除とみなし外国税額控除との選択適用)</p> <p>58-15</p> <p>(注) <u>みなし外国税額控除の適用を受ける事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下「事業年度等」という。)</u>が、当該技術等海外取引に係る収入金額を益金の額に算入すべき日を含む事業年度(以下「収益計上事業年度」という。)後の事業年度等となる場合には、.....</p>	<p>(延払基準を適用した場合の技術等海外取引による収入金額)</p> <p>58-10 法人が、<u>法第63条第1項に規定する長期割賦販売等により技術等海外取引を行った場合において、同項に規定する延払基準の方法を適用しているときは、その延払基準の方法により計算した収益の額を計上した日を含む事業年度の技術等海外取引による収入金額とするものとする。</u></p> <p>(値引き等があった場合の収入金額等の計算)</p> <p>58-12</p> <p>.....<u>当該技術等海外取引のあった事業年度の技術等海外取引の収入金額から当該値引き等のあった金額に相当する金額を減額するものとする。</u>.....</p> <p>.....</p> <p>(所得の特別控除とみなし外国税額控除との選択適用)</p> <p>58-15</p> <p>(注) <u>みなし外国税額控除の適用を受ける事業年度が、当該技術等海外取引に係る収入金額を益金の額に算入すべき日の属する事業年度(以下「収益計上事業年度」という。)</u>後の事業年度となる場合には、.....</p>